

「倫理委員会」設置趣意書

平成19年5月25日
総務企画副会長
総務企画理事

1. 目的：

電気学会は、会員が遵守すべき「倫理綱領」を平成10年5月に制定したが倫理に関する具体的な「行動規範」の制定までには至らなかった。しかし、最近の社会動向を鑑みて、平成17年5月から平成19年4月の2年間に亘り「技術者倫理検討委員会」を設置して、前述の「倫理綱領」を基にした「行動規範」を策定し、最終段階の平成19年3月には学会会員にも広くアンケートによる意見徴集などを行い会員からの意見も反映した「倫理綱領（一部改訂版）」と「行動規範」を制定した。

今回策定した「倫理綱領」と「行動規範」は今後学会会員に広く周知させるための普及活動の企画・実施のほか、学会の各種活動におけるより具体的なルール作りや罰則規定の整備、また教育機関に対する「技術者倫理教育プログラム」の整備支援、電気分野における事例集を含めた教材の整備、関連学協会との連携活動の実施、必要に応じて行う社会へのメッセージ発信などを継続的に統括指導、企画実施する恒常的な組織が必要との答申を前委員会から受けた。この答申書に従い、会長や「理事会」と直結した本部大の常設委員会として「倫理委員会」を設置し、学会活動全般を倫理面から指導監督していく。

2. 内外の趨勢：

- ・工学系学会の中には、既に「倫理綱領」を策定の上、更に「行動基準」を策定するなど、技術者倫理に関する活動を積極的に推進している学会も出てきている。
- ・日本国内では平成11年度に発足した「日本技術者教育認定機構（JABEE）」での「高等教育機関」を対象とする「教育プログラム認定審査」においても国際整合の面からこの「技術者倫理教育」が、学校教育の中での必須科目として評価を受ける状況にきている。
- ・企業や学校では「機密データの漏洩」、「隠蔽工作（トラブル隠し）」、「データ捏造」等々の事件が明るみに出て、「企業倫理」とともに「技術者倫理」を問われるケースが出てきている。
- ・一方、企業内技術者は、技術者自身が必ずしも十分認識できておらず、「企業人であると同時に社会的責任を負った個々の技術者としてどう考えるか？」など思い悩む技術者も居ると聞く。
- ・技術倫理の活動を積極的に推進、あるいは推進しようとする12の工学系学協会が集合し、平成16年4月から「技術倫理協議会」を設置した。協議会には電気学会も参加し、技術倫理および技術者倫理に関する共通課題を協議し、倫理の普及・推進・検討および問題解決などを図っている。

3. 検討実施項目：

電気学会会員および学会が恒常的に取り組むべき倫理の諸課題について審議し、課題毎に適宜、企画・実行・評価・改善（所謂PDCA サイクル）を繰り返し行っていく。
既に懸案事項として考慮すべき課題には、下記の項目が考えられるが、更に今後追加となる課題についても臨機応変に対応していくこととする。

(1) 会員への周知と普及活動：

- ・会員向け…大会に併催シンポジウム、講習会の実施計画、
- ・一般社会向け…工学系学協会との連携にて実施。【例】「技術倫理協議会」との連携

(2) 倫理教育支援活動：

- ・高等教育機関における倫理教育プログラムの整備（含JABEE 受審校への支援）
- ・高等教育機関における倫理教育担当教員向け教育支援

(3) 倫理教育用教材の整備：

- ・事例集の作成…電気分野として特徴的な事例を収集の上、整備。
- ・各種教材のあり方

(4) 倫理問題発生時などへの対応：学会会長名での「声明発表」を含む社会への発信に関する判断基準※や運用マニュアルの整備と対応策の作成、実施（リスク管理）。

- ・事件発生時の社会への声明発表
- ・予防保全的な声明発信

※「電気学会会長(名)」とするか、「倫理委員会(名)」とするかの判断基準も含む。

(5) 会員支援と報告制度（「相談窓口」）のあり方：

(6) 褒賞・顕彰、監査(罰則)制度の構築：

- ・褒賞・顕彰制度の構築
- ・監査(処罰)制度の構築（「懲戒委員会」の設置を含む罰則規程の整備）

(7) 電気学会「倫理綱領」、 「行動規範」の継続的見直し(改善のためのPDCA サイクル)：

- ・電気学会および会員のあり方(倫理の原点)からの審議

(8) 関連学協会との連携：「技術倫理協議会」など外部団体との情報交流、協同活動。

- ・⇄普及啓発活動における連携
- ・⇄「相談窓口」設置に関する連携

(9) 電気学会関係会議体での「規程・運営要綱」の整備との連携（展開と支援）：

- ・【例】「論文」等の不適切な執筆・投稿…「編修会議」, 「研究経営会議」, 「総務会議」
「研究費」等の不正使用…「研究経営会議」

(10) その他

4. 予想される効果：

3項に記載した各検討課題に対する各時代における「見識」に基づく「倫理綱領」・「行動規範」見直し修正、「規程」, 「運営要綱」などの関係ルールの整備が実現できる。
その結果、電気学会の倫理活動の強化、会員サービスの向上、社会への発信機能の強化による社会的役割の向上を図ることができる。

5. 実施期間：

平成19年5月～永続

6. 活動予定：回数は予想値。

委員会： 4回／年

7. 委員会の構成等：

別添「倫理委員会 委員名簿」を参照。

- ・委員長：技術倫理について十分な認識を有し，当倫理委員会活動について十分な経験と認識を有すること。任期は1期2年間とし，任期終了後更に1期は委員として残る。
- ・副委員長：任期は1期2年間とする。
- ・委員：1号委員，2号委員，特別委員で構成する。
 - 1号委員…有識者から選任する。任期は1期2年間を原則とするが再任も可とする。
 - 2号委員…理事等から選任する。任期は理事については役職任期（1年間または2年間）に準じるが再任も可とする。
 - 特別委員…重要事項の審議等に出席頂く。任期は1期2年間を原則とするが再任も可とする。
- ・区分（発足時）：産業界14名，学界9名，研究機関・官・学会他4名，消費者1名，総勢28名
- ・発足予定：平成19年5月（新年度役員決定後）
- ・委員会の位置付：理事会直属とする。

平成19年7月25日，理事会において事務的修正を承認。